

議案第 38 号

市川市職員退職手当支給条例の一部改正について

市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 11 月 27 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

市川市職員退職手当支給条例（昭和 27 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 4 第 1 項第 1 号中「50,000 円」を「65,000 円」に改め、同項第 2 号中「45,850 円」を「59,550 円」に改め、同項第 3 号中「41,700 円」を「54,150 円」に改め、同項第 4 号中「33,350 円」を「43,350 円」に改め、同項第 5 号中「25,000 円」を「32,500 円」に改め、同項第 6 号中「20,850 円」を「27,100 円」に改め、同項第 7 号中「16,700 円」を「21,700 円」に改め、同条第 4 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「前号」を「第 1 項」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「第 1 号」を「第 1 項」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とする。

附則第 14 項中「(市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 20 号)を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 項の規

定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第6条の4第1項及び第4項並びに附則第14項の規定は、平成28年1月1日(以下「施行日」という。)以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(施行日から平成30年3月31日までの間の退職手当の額の特例)

- 3 職員が施行日から平成30年3月31日までの間に退職した場合において、その者について新条例の規定により算定される退職手当の額が次に掲げる額の合計額よりも少ないときは、新条例の規定にかかわらず、当該合計額に相当する額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 新条例附則第14項中「する条例」とあるのを「する条例(市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第 号)を除く。)」と読み替えて新条例の規定を適用するとしたならば算定されることとなる退職手当の基本額

(2) 改正前の第6条の4の規定の例により算定した退職手当の調整額

(市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正等)

- 4 市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第12項第4号を削る。

(平成30年4月1日以後の退職手当の額の特例)

- 5 市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第 号)附則第14項から第17項までの規定の適用を受ける職員に関する新条例附則第14項の規定の適用については、同項中「する条例」とあるのは、「する条例(市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第 号)附則第14項から第17項までの規定を除く。)」とする。

理 由

平成26年8月7日付け人事院勧告等を考慮した一般職の職員の給料の改定により退職手当の支給水準に影響が生ずることを踏まえ、国家公務員退職手当法の改正に準じて退職手当の調整額を改定するとともに、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。